

「大阪市耐震改修促進計画（改定案）」に意見表明

～地震保険の割引制度の周知を提案～

日本損害保険協会近畿支部委員会（委員長：東口 嘉仁・三井住友海上火災保険株式会社 執行役員 関西地区担当）では、2026年2月4日付で大阪市から公表された「大阪市耐震改修促進計画（改定案）」に関するパブリックコメントに対し、3月2日に意見表明を行いました。

当支部では、今後も行政や関係機関と協力し、地域の防災・減災に資する取組を推進していきます。

【パブリックコメントの概要】

大阪市は、市内の住宅・建築物の耐震化を促進するため、「大阪市耐震改修促進計画」（平成20年3月策定、平成28年3月改定、令和3年3月中間改定）に基づき、普及啓発や補助事業の実施など、耐震化に対する様々な取組を進めてきました。

このたび、令和7年度に計画期間の満了を迎えることから、国や大阪府の計画の改定等を踏まえ、新たな目標を設定し、「大阪市耐震改修促進計画（改定案）」を取りまとめました。この計画改定案につきまして、パブリックコメントを実施しますので、皆さまのご意見をお寄せください。

【意見内容の概要】

今般の大阪市耐震改修促進計画（案）について、改定の趣旨に賛同いたします。

その上で、「(3) 地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及」に関連する事項として、以下の点を本計画に盛り込んでいただくことを提案いたします。

○「地震保険」の割引制度の周知

政府と民間保険会社が共同で運営し公共性が高く被災後の生活の安定に資する「地震保険」には、以下のとおり建物の免震・耐震性能に応じた割引制度があり、「地震保険」の割引制度を周知することで、耐震診断・耐震改修の促進につながるものと考えます。

<地震保険の割引制度>財務省「地震保険制度の概要」抜粋

https://www.mof.go.jp/policy/financial_system/earthquake_insurance/jisin.htm

割引制度	割引の説明	保険料の割引率
免震建築物割引	対象物件が、「住宅の品質確保の促進等に関する法律」に基づく「免震建築物」である場合	50%
耐震等級割引	対象物件が、「住宅の品質確保の促進等に関する法律」に規定する日本住宅性能表示基準に定められた耐震等級（構造躯体の倒壊等防止）または国土交通省の定める「耐震診断による耐震等級（構造躯体の倒壊等防止）の評価指針」に定められた耐震等級を有している場合	耐震等級1：50% 耐震等級2：30% 耐震等級3：10%
耐震診断割引	対象物件が、地方公共団体等による耐震診断または耐震改修の結果、建築基準法（昭和56年6月1日施行）における耐震基準を満たす場合	10%
建築年割引	対象物件が、昭和56年6月1日以降に新築された建物である場合	10%

<参考>

日本損害保険協会「地震保険特設サイト」：<https://www.jishin-hoken.jp/>